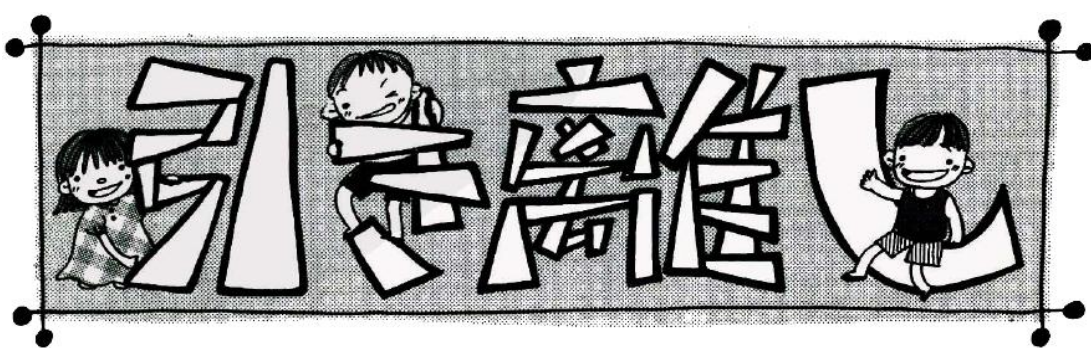




69号

2026年4月5日



巻頭言：4月1日 いよいよ改正民法施行！

2024年6月に代表を退任して以降、久しぶりに巻頭言を書かせていただきます。私が親子ネットの運営委員になったのが2014年、当時は私も若手でしたが、親子ネットを長年支えていただいた運営の先輩方も退任され、気づけば私が最年長となっていました。今号は10年越しで実現した法改正の施行を迎えることからこれまでの道のりの振り返りも交え、改めて皆さまに紹介させていただこうと思います。

◆ 超党派議連発足～親子断絶防止法検討(～2017年)

2014年3月、ちょうど私が運営委員になったタイミングで超党派の国会議員の先生方による親子断絶防止議員連盟(現：共同養育支援議員連盟、以下超党派議連)が設立されました。議連設立には当時の親子ネット運営委員のHさんを中心に親子ネット会員や全国の当事者の努力により、馳浩衆議院議員(当時、前石川県知事)にご尽力いただき、総勢40数名の先生方で発足をいたしました。

その後、親子交流の促進のための議員立法を目指し、議連の先生方に検討をいただきました。結果、約2年の検討を経て2016年5月、「離婚後等における未成年の子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案(仮称)、略称：親子断絶防止法案」要綱案が示され、その後の議論で反対派も含む多くの意見を取り入れ、同年12月の議連総会で了承されました。

この後、了承された法案を各党が持ち帰ることとなり、私含めた有志で各党の先生方にご理解、賛同をいただくよう、連日の陳情を続けました。一方、5月の当初案からは後退したこともあり、一部当事者からは批判を受ける状況となりました。

結果、各党内協議で賛成でまわっていた政党は当時の国民民主党のみであり、各党ともに結論を得るに至らず、法案提出にも至りませんでした。今となっては当時の私たち別居親当事者の力不足でしかありませんが、同法の基本理念「父母の離婚後も子が父母と親子として継続的な関係を持つことが原則として子の最善の利益に資する」という条文が明文化できていればと今更ながら悔やまれます。

◆ 長男と同居開始、代表就任へ(～2018年)

私事になりますが、議員立法が動かなくなった2018年、長男が不登校となり、8年ぶりに私と一緒に暮らすこととなりました。このタイミングで私は長男を最優先とすると決め、転職をし、親子ネットの活動も1年間休憩させていただくこととしました。不登校でも勉強はしたい、高校には進学したいという長男の要望もあり、仕事、家事、家庭教師を務め、無事、長男は高校に進学できることとなりました。

翌2019年、親子ネット運営にも復帰することとし、このタイミングで代表に就任することとなりました。

◆ 議員立法から閣法への方針転換(～2019年)

私が代表として活動に復帰するタイミングで新たな動きが始まりました。2019年2月、国連子どもの権利委員会による日本への共同親権立法勧告がなされました。この勧告は母親に連れ去られ、その後、自らの意思で父親と暮らすことを決断したTくんがジュネーブで自身の体験をプレゼンしてくれたことによるものでした。

この国連勧告を受け、同年2月、安倍首相(当時)は共同親権に関して「子どもの気持ちは理解できる、民法を所管する法務省で検討させたい」との答弁に繋がりました(衆議院予算委員会、串田誠一衆議院議員(当時)の質問への答弁)。この答弁を受け、超党派議連の先生方も議員立法から閣法での民法改正を実現する方針に舵を切っていただきました。その後、超党派議連からの働きかけもあり、同年11月、法務省は法制審議会に先立つ家族法研究会を立ち上げ、閣法での民法改正の検討が本格的に始まりました。

◆ 法制審議会～法案成立、公布(～2024年)

家族法研究会が終了した直後の2021年2月、上川法務大臣(当時)が家族法制の見直しを法制審に諮問することを決断いただきました。同年3月、法制審議会家族法制部会(以下、法制審部会)が発足、私も法制審部会委員として参加させていただくこととなりました。

法制審部会は計37回の調査審議を経て、2024年1月、要綱案が了承されました。同年3月に閣議決定、5月に参議院本会議において可決、無事公布されました。

家族法研究会から数えて約5年に渡る法改正の議論、法制審部会の調査審議、本当に苦しく長い議論であったことが思いおこされます。法制審部会が始まった当初は、養育費や親子交流に関する議論はなされるものの、共同親権に関しては議論の土俵にも乗らなかったことなど、本当に多くの困難がありました。

なお、今回改正の経緯や評価に関しては、法制審部会調査審議中の会報で記事化しておりますので関心ある方はご参照ください。

◆ 最後に - 4月の改正家族法施行を迎えて

本年4月1日に改正民法は施行されました。ただ今後も、当事者の皆さまの中には共同親権や共同養育を達成できたケースだけでなく、逆にDVや虐待など合理的な理由がないにも関わらず、父母の協議すら相手方から拒絶され、裁判所での協議も難航するケースなど、双方の事案が出てくると思います。このようなケースに備え、親子ネットとしては、国内最大の別居親ネットワークを生かし、皆さまとお子さんが良い関係を築き直せるよう、皆さまと一緒に伴走していきたいと思っています。

尽力いただいた関係者の皆さまのお名前をすべてあげることはできませんが、今回の法改正も多くの当事者が汗を流し、柴山会長をはじめとする超党派議連の先生方やメディア、有識者の皆さまの支援もいただき、社会を動かしたものです。

次のフェーズは当事者それぞれが「夫婦の別れを親子の別れにしない」という新しい文化をわが国に根付かせていくことだと思います。私たちが共同親権・共同養育の実績を積み上げることで、諸外国同様、「親子が自然に会える社会」の実現ができるものと確信しています。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク会長 武田典久)

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット®
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489
メール: info@oyakonet.org

ホームページ: https://oyakonet.org

会員 入会金500円 年会費3,000円

親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211

口座名義人 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク(ベッキョリコングノオヤココウリュウヨジツゲンスルゼンコクネットワーク)

※「親子ネット」は「別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です





別居親にとっての改正民法のポイント



令和8年4月1日、改正民法が施行されました。施行後は、裁判所等で様々な手続きができるようになり、離婚後の共同親権制度が導入されました。そこで、「別居親にとっての改正民法のポイント」を抜粋して、解説いたします。詳しくは、引用元をぜひご覧ください。

■離婚後共同親権の導入（改正民法819条）

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
- 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。
- 7 裁判所は（中略）父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

◆裁判所による親権者の判断（家庭の法と裁判52号より）

裁判所が離婚後の親権者を判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係、その他一切の事情を考慮しなければならないこととしている。これは、当事者の意見を考慮することや、子が意見を表明した場合にはその意見を適切な形で考慮することを含むものである。

◆父母の合意がなくても父母双方を親権者として子が利益のために望ましい例（「家庭の法と裁判52号」より）

- ①同居親と子との関係が必ずしも良好ではないために、別居親が親権者としてその養育に関与することによって子の精神的な安定が図られるケース
- ②同居親による子の養育に不安があるが、児童相談所の一時保護の対象になるとまでは言えず、別居親の関与があった方が子の利益にかなうケース
- ③父母間の感情と親子関係を切り分けることができるケース
- ④支援団体等を活用して子の養育について協力を受けることができるケース
- ⑤当初は高葛藤であったり、合意が調わない状態にあったりしたが、調停手続きの過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができるようになるケース

父母双方を親権者とする方が子の利益になる理由は、家庭の法と裁判でもあるように、「子どもの養育について、一方の親の判断に委ねるより、父母が話し合って結論を出す方が子の利益に適うため」です。

■親権行使のルールを明確化（改正民法824条の2）

- 1 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。
 - 一 その一方のみが親権者であるとき。
 - 二 他の一方が親権を行うことができないとき。
 - 三 子の利益のため急迫の事情があるとき。
- 2 父母は、その双方が親権者であるときであっても、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

◆現行法の問題点（「家庭の法と裁判52号」より）

親権の単独行使が許容される範囲についての明文の規定がなく、その範囲が不明確であるという問題があった。

単独行使の範囲が明文化され、法務省のQ&Aより、学校の行事参加は、父母が単独で行使するものとされました。そのため、目黒区モデルのように、「子どもの安全が脅かされない限り」別居親による学校の行事参加ができるようになりました。

◆民法上の連れ去り行為について

裁判所HPにも、共同行使をする身上監護の重大行為の中身として、「転居」が明記されました。

DVや虐待からの避難などの急迫の事情がなく、一方の親権行使を妨げる同意を得ない連れ去り行為は、民法上、不法行為となりました。法務省のQ&Aより、急迫の事情がないにもかかわらず、一方の親が他方に無断で子の転居等を行った場合、他方の親権に対する侵害の程度によっては、損害賠償義務等が生ずることがあります。

■親の責務等と父母の人格尊重・協力義務の新設（民法817条の12）

- 1 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。
- 2 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

◆規定の新設の趣旨（家庭の法と裁判52号より）

金銭的な関与と、非金銭的な関与の双方の側面において、父母が子との関係で、一定の責務を有することを意味する趣旨である。

法務省のQ&Aより、不法な連れ去りだけでなく、特段の理由もなく同居親が親子交流を拒否する場合、子どもの前やSNS等で一方の親を誹謗中傷する場合、また別居親との親子交流中に祖父母に会わせるといった日常の行為に対して同居親が不当に干渉する場合などは、父母相互の人格尊重・協力義務に違反したと評価されます。そして、こうした違反があると、親権者の指定又は変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮されます。

■審判・調停前の試行的親子交流の明文化（人訴法34条等）

- 1 裁判所は、（中略）子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができる。
- 3 裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができる。

◆試行的親子交流の実施について（家庭の法と裁判59号より）

調停成立や審判の確定等を待っている間は、父母の一方と子との交流がない期間が長期間にわたって継続する場合があるが、親子交流を実施することが望ましいと考えられる事案においても、親子交流が行われない期間が長くなることにより、親子関係に影響を与えかねないとの指摘もあった。

そこで、新家事法152条の3は、適切な親子交流の在り方の検討に資するよう、家庭裁判所が、親子交流の状況等をその後の調整・判断の資料とすることを目的として、事実の調査のため、当事者に対して親子交流の試行的実施を促すことができる仕組みを設けている。

試行的親子交流の促しを受けたにもかかわらず交流を実施しなかった場合、子の心身の状態から見て実施が不適当だという特別な事情がない限り、実施しなかった理由を説明する必要がある。

■遡及効果について（附則2条）

改正後の民法（以下「新民法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

施行後だけでなく、公布後～施行前の連れ去り行為や父母相互の人格尊重・協力義務違反行為については、親権に関する審判等において、違反の内容が考慮されます。

（別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 代表 泊 真生）

<（参考）引用元>

■法務省HP

■Q&A形式の解説資料（民法編）

【民法等の一部を改正する法律について】



目黒区モデル「別居親の行事参加は子どもの安全が脅かされない限り認める」

令和8年3月11日、目黒区議会・予算特別委員会。
目黒区教育委員会から「別居親の学校行事への参加は、子どもの安全が脅かされない限り認める」との極めて重要な答弁がありました。

さらに教育長からは、「学校行事は、子どもが自らの成長を保護者に見てもらえる大切な機会である」との見解が示され、学校現場が迷わず対応できるようマニュアルや対応フローを整備し、子どもの意向確認も含めた具体的な対応を進めていくという、確固たる方向性が示されました。

これは、共同親権制度の趣旨に則した自治体対応として理想的なものであり、「目黒区モデル」と呼ぶに相応しいものだと考えています。

親子関係や子どもの権利、家族の在り方は、私にとって単なる政策課題ではありません。

平成27年、初めての一般質問で取り上げて以来、目黒区と向き合い続けてきた、自分自身の原点とも言えるテーマです。これまでの議員生活7年間で、延べ15回以上、毎年必ず議会で取り上げてきました。

私は離婚家庭で育った子ども当事者です。

その経験から一貫して持ち続けてきたのは、「夫婦の別れが、親子の別れであってはならない」という思いでした。

この言葉は、私自身の結婚式でも伝えたメッセージでもあります。

結婚式当日、22年ぶりに両親が再会する場面がありました。親子の関係は、どれだけ時間を経ても消えるものではないーそう強く実感した瞬間でした。

しかし現実には、離婚の議論は父母間の問題に焦点が当たり、本来最も守られるべき子どもが置き去りにされてしまう場面が少なくありません。

だからこそ私は、子どもの立場からこの問題を問い続けてきました。

離婚は決して父母間だけの問題ではなく、子どもにとって人生に大きな影響を与える出来事だからです。

目黒区におけるこの議論の過程は、決して容易なものではありませんでした。

国政では自民党が共同親権制度の議論を前に進める一方で、目黒区議会では自民党会派が一貫して後ろ向きな姿勢を示してきたためです。

それでも私は、論点をぶらさずに向き合い続けてきました。

影響を最も受けるのは子どもであること。

離婚や別居は夫婦だけでなく、子どもや祖父母を含めた家族全体の問題であること。

これらの視点を、繰り返し伝え続けてきました。

そして、目黒区には「目黒区子ども条例」があります。

第8条には、「子どもは、保護者に愛情を持って生まれ、成長していく権利が尊重されなければなりません」と明確に定められています。

私はこれまでも、この条例の規定を軸に据えながら、区長や教育長、また部長・課長に至るまで、行政のさまざまな立場の方々に対して質疑を重ねてきました。

その積み重ねの中で、行政から見た「子ども」という存在や「子どもの権利」という概念が、多角的に形づくられてきたと捉えています。

つまり、目黒区として理念そのものは一貫して掲げられてきました。

しかし、その理念を具体的な運用へと落とし込む段階では、家庭や学校現場に委ねられる部分が大きく、行政としての関与は

限定的なものにとどまっていた。

そうした状況の中で、行政が無理なく踏み出せる範囲を見極めながら提案を重ね、共通認識を広げてきました。

こうした経緯を踏まえると、今回、子どもの最善の利益を基準とした判断が明確に打ち出されたことは、その理念が初めて具体的な運用として示された転換点であり、目黒区の対応が新たな段階に入ったものだと考えています。

これまで目黒区は、「行政は家庭に過度に介入しない」という姿勢を基本としてきました。

教育委員会においても、「学校が関与・判断すべきではない」という考え方が示されてきました。

そうした前提を尊重しながらも、私は「それでもなお子どもをどう守るのか」という問いを重ねてきました。

その積み重ねの中で、議論の軸も少しずつ変化してきたのだと思います。

今回示された「別居親の学校行事への参加は、子どもの安全が脅かされない限り認める」という方向性は、「関与しない行政」から「子どもを守るために関与する行政」へと移行したことを明確に示すものです。

学校行事という具体的な場面を通じて、「子どもの最善の利益をどのように守るのか」という考え方そのものが、実際の運用として示されたことにこそ、本質があります。

家族とは何か、親子とは何か。

ひとりひとりが自分事として、社会全体でその在り方を見直していくことが求められています。

共同親権制度のもとで、社会が子どもを中心に据えることができるのかを問う、大きな起点としていく必要があります。

そして最後に、個人的な思いを少しだけお伝えします。

離婚家庭の子ども当事者である私が、この問題に向き合い続けてこれたのは、親子ネットの皆さんの存在があったからです。

長い時間の中で消えかけていた母親の存在を、皆さんの姿が思い出させてくれました。

家族をあきらめないこと。

親子をあきらめないこと。

その思いを教えていただいたからこそ、私はこの問題に向き合い続けることができました。

この「目黒区モデル」が、各地での取り組みの参考となり、子どもの最善の利益を大切にする揺るぎない考え方が広がっていくことを、心から願っています。

(寄稿：竹村ゆうい目黒区議会議員)



※親子ネット公式Xより

◆別居親の行事参加は子どもの安全が脅かされない限り認める

<https://x.com/oyakonet/status/2031722343572316555>

◆子どもにとって学校行事は、自らの成長を保護者に見てもらえる大切な機会

<https://x.com/oyakonet/status/2031723573409370146>

親子ネット 講演会

「いよいよ改正家族法施行！」

～ 共同親権になる父母の関係性とは？ ～

2024年5月、国会で共同親権導入を含む改正民法が可決されました。そしていよいよ2026年4月に施行されました。これまで政府・法務省などの関係府省庁は施行に向けて改正民法の解説資料作成、連絡会議の開催、裁判所向けの研修など、必要な準備を進めてきました。

今回の法改正において、「父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たすことは、子どもの利益を確保するために重要」とされ、父母の離婚が親子の別れにならないよう各種改正がなされました。改正民法の成立・公布後、親子ネットは定例会などを通じ、当事者が施行前でも子ども達との絆を取り戻すために、何度も研鑽を行ってきました。しかしながら、法改正の内容の理解不足や、そもそも法改正に懐疑的な見方をしていることから具体的な行動をおこせない当事者が一定数存在するのも事実です。不安や疑問を抱える当事者の方々が、施行までに何を準備し、何ができるのかを具体的に考えられる場にしていただくために、本講演会を開催いたしました。

当日は第51回衆議院議員総選挙期間中であつたため、共同養育支援議員連盟からのご来賓は叶いませんでしたが、冒頭に議連会長の柴山昌彦衆議院議員からのビデオメッセージ、後半に三谷英弘衆議院議員からのメッセージが紹介されました。

また、お二人の当事者の貴重な体験談を含め、弁護士や専門家から「父母関係の実例」「改正民法と米国法との比較」「第三者支援団体ができること」などをお話いただきました。当事者や関係者が理解を深め、より良い形で改正家族法の施行を迎えられることを切に願っています。皆さまにとって改正家族法の活用を考えるきっかけとなれば幸いです。当日は約120名の方にご参加いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。当日の内容の一部を掲載します。

【 棚瀬孝雄 弁護士 】

「共同親権になり得る要件 - 新法と外国法制 - 」

弁護士の棚瀬です。私からは「共同親権になり得る要件とは」というテーマでお話させていただきます。日本の民法と外国法を比較した時に、当事者がどういう形で積極的に主張していけば、共同養育・共同親権にできるのかに焦点を当てながらお話しします。ただ与えられたものに合うような形で自分たちを合わせようということではなく、「裁判所に対して私たちが目指している共同親権はできるんだ、やってほしい」ということを積極的に主張することについてお伝えします。

まずはじめに、共同監護の原則は、改正民法819条7項前段に「子の利益の観点から、①父母と子の関係性、②父母の関係、③その他一切の事情を考慮する」と書いてあります。私はこれをアメリカと比較すると、②の父母の関係はアメリカでは強調していません。これが絶対的に違うところです。私がアメリカの裁判官と議論した中で心を打たれたのは、「離婚は、子には責任がない」という言葉です。離婚は親の事情であり、子は父にも母にも愛着しているという考えに基づいています。ですから、例外的事情がない限り、離婚しても子は親を失わない、これが一番大切な原則です。

逆に②のような考えを最初に持ってくると、「父母の仲が悪いから親子交流ができない」という議論が出てきます。月に1回2時間というような交流は、720時間(1か月)からすると0.3%に過ぎず、99.7%は親は子を失っている状態です。多くの裁判例でも親同士の対立が強いことが理由とされていますが、それは違うと私は思います。

アメリカのカリフォルニア州では、「子は双方の親と頻繁かつ継続的に接触を持つこと」「子の利益に反する場合を除き、親が養育の権利と責任を共有する」と明記されています。つまり、単なる交流ではなく、養育そのものを共同で担うということです。これが共同監護の原則です。しかし日本の新法にはそのような規定はなく、「子の利益の観点から」と抽象的に書かれているにとどまります。

では問題は子の利益とは何かです。多くの場合、それは裁判官が判断するブラックボックスになっています。しかしそのために多くの方が苦しんできました。だからこそ、子の利益を具体的に示していく必要があります。子の利益は親の視点ではなく、子の視点で見なければなりません。子どもは離婚後も父母双方から愛情を持って育てられることを望んでいます。異なる価値観や人格を持つ親から学ぶことが子どもの成長にとって重要です。

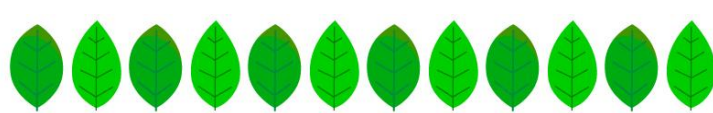
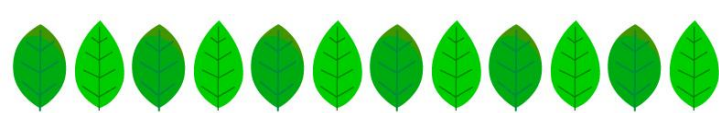
また、子どもは父も母も好きです。両親から大切にされることで「自分は大切な存在だ」と実感し、自尊感情が育まれます。一方の親だけを否定すれば、その血を受けた子どもの自尊感情は傷つきます。共同監護は、この自尊感情や基本的信頼を維持するために重要です。

次に、共同監護の実践として、新法766条1項の監護の分掌がありますが、その実現には父母の距離、協力関係、子の意向などが必要とされます。しかし現実にはハードルが高く、日本では同居親の監護権が非常に強く、親権を上回る力を持つ構造になっています。そのため、共同親権であっても他方の親は子に会えないケースが多くあります。

新法では日常行為の単独行使が認められていますが、その範囲は広く、教育や医療なども含まれます。その結果、同居親が監護を事実上独占している状態です。一方、アメリカでは重要事項は共同で決定することが保障されています。

このような状況の中で、私たちはただ受け入れるのではなく、それが子の利益に反することを明確に示していく必要があります。子どもが親に会えずに苦しむ現実こそが、子の利益に反する証拠です。子の利益は裁判官が決めるものではなく、私たち自身が示していくべきです。

最後に、子どもが望むのは、父母が愛情をもって育ててくれることです。たとえ離婚しても親子の絆を断たず、「これからも大切に思い続ける」という姿勢を示すことが必要です。これは改正民法817条の12第2項の理念にも通じます。この精神を守り続けていくことが求められているのだと考えます。



【しばはし聡子氏 りむすび代表】

「どうする共同親権?! 高葛藤でもできる共同養育のコツ」

皆さんこんにちは。りむすび代表のしばはし聡子です。今日は「高葛藤でも、仲が悪くてもできる共同養育のコツ」についてお話しします。

今回の背景として、お子さんに会えていない方、面会の頻度を増やしたい方も多く、「相手が首を縦に振る方法はないか」「どんな支援やツールが使えるのか」というご相談をいただきました。今日は具体的なケースやサポート方法を交えてお話しします。まずお伝えしたいのは、「こういう方法もあるんだな」と知っていたければ十分だということです。いくつかのケースをご紹介します。 “同居親が頷きやすくなるコツ”にも触れます。

子どもが一番望むのは「父母が争わないこと」です。面会頻度も大切ですが、それ以上に争う姿を見せないことが重要です。「全く会えていない」という状態は本来あってはならず、まず交流の機会を確保することが必要です。月1回でもスタート地点として関係性を築いていくことが大切です。

りむすびでは、離婚せざるを得ない場合に「夫婦から父母へ」移行する心理的サポートを行っています。本来は支援を使わず卒業してほしいですが、難しい場合は親子交流支援も行い、共同養育を支える立場で活動しています。

共同養育は、葛藤の強さと交流頻度で捉えられます。葛藤が低く交流が多い場合は円滑ですが、葛藤が高い場合は交流が難しくなります。本日は「葛藤が高い中でどう交流を確保するか」がテーマです。

支援には段階があり、付き添い型や引き渡し型だけでなく、リモート引き渡し支援や連絡サポートなど、葛藤の程度に応じた方法があります。リモート引き渡しでは、現場に行かずLINEで安全確認を行い、負担を減らしながら交流を実現します。

一方で、こちらは「交流して当然」と思っている、相手は「会わせたくない」が前提の場合もあります。その中で応じている点を理解し、相手の不安にも配慮することが重要です。自分の正しさを押し付けるのではなく、相手の立場を慮ることで関係が動く可能性があります。

また、選択肢を用意することも大切です。条件を一方的に提示するのではなく、譲れない点だけ示し、「ご意見を聞かせてください」と相手に選択を委ねる形が有効です。

サステナブルな共同養育には「共同養育しやすい相手になること」が重要です。相手は変えられなくても、自分を変えられます。大切なのは「相手を責めない」「攻撃しない」ことです。関係性を壊さず、歩み寄り方を間違えないことが必要です。

面会が少なくても、決まった交流を確実に積み重ねることで信頼が生まれます。その過程で相手の気持ちがほぐれる瞬間があり、その時に要求を急に高めすぎないことが大切です。

高葛藤でも親子交流が拡充した事例を紹介します。一つ目は、月1回の引き渡し型から、リモート引き渡し支援になった例です（調停離婚・住所秘匿）。交流の内容は月3回週末宿泊、長期休暇連泊、学校行事参加に拡充しました。拡充のポイントは別居親がしっかり養育できる、リスク等に柔軟、「ありがとう」を伝えることにあったといえます。

二つ目は、離婚調停膠着状態から、ADRを打診し離婚成立、LINE見守り支援になった例です。交流は保育園・習い事の送迎に拡充しました。ポイントは離婚を受け入れる、養育条件は同居親を尊重したことにありました。

費用については、本音として折半が望ましいという前提を持つことが重要です。一方的に負担すると本音が伝わらなくなります。子どものことは二人の問題として共有する姿勢が必要です。また、直接のやり取りができる関係は貴重であり、「低空飛行」で維持することが大切です。すべてを伝えるのではなく、「伝えない」選択も含めた関係維持が有効な場合もあります。

以上のように、無理に関係を変えようとするのではなく、小さな積み重ねと相手への配慮によって、共同養育は現実的に広がっていくことができると考えます。



棚瀬孝雄 弁護士



しばはし聡子氏（りむすび代表）

【第2部 パネルディスカッション】

<司会>

本日のテーマは、「共同親権の要件」と「裁判所が共同親権を認める際に求める父母の関係性」についてです。

まずは、共同親権の要件について確認していきます。裁判所が共同親権を認める場合、父母の関係性はどのような状態であることが望ましいとお考えでしょうか。

<堀井雄三 弁護士>

共同親権の要件は改正後の民法819条7項に定められています。父母の関係性に関しては、「必要最低限の意思疎通ができること」が一般的な要件です。これは日常的に仲が良いことや頻繁な連絡を指すものではなく、子どもの重要な事項について情報を共有し、合意形成できる程度のコミュニケーションがあれば足りると解されています。条文上明らかなのは、単独親権にしなければならない事由がまだないことが前提です。まとめると、子どもへの虐待のおそれがないこと、父母間でDVの恐れがないこと、そして父母間に一定の関係性があることの三点です。

<作花知志 弁護士>

制度は4月1日から施行されますが、離婚裁判ではすでに共同親権か単独親権かを巡る議論が始まっています。判決が施行後になる場合、新制度を前提とした議論が進んでいるためです。私の印象では、裁判官は「父母間の協力関係があるかどうか」と抽象的に表現することが多く、弁護士としては論文などを示し、制度が求める協力関係を理解してもらう必要があります。特に参照するのは『家庭の法と裁判』52号に掲載された法務省の論文で、改正民法は「一方に拒否権を与えていない」と明記され、例外がなければ共同親権にするのが子どもの利益であるとしています。父母の関係性についても、面会交流の日程を第三者機関（NPO等）を通じて調整できる場合でも十分とされます。弁護士を通じて連絡を取る場合も、高葛藤を避ける手段として認められ、制度は広い意味での協力関係を想定していると理解できます。

<司会>

『家庭の法と裁判』52号の中で「第三者を介して意見交換ができるような場合も共同親権を認めてよいのではないか」という解説がありますが、第三者を介した意思疎通という点について、しばはしさんにお伺いしたいと思います。共同親権が認定されそうな方とは、どのような方なのでしょう。また、共同で親権を行使できると認めてもらうためには、どのような点に気をつける必要があるとお考えでしょうか。

<しばはし聡子氏>

裁判所の判断だけでなく、相手が「断固反対」と言い続けない状況を作ること重要です。共通点として、自分の至らなさを少しでも認め、相手に伝えられる人は状況が変わる傾向があります。逆に「すべて相手のせい」と考える人は攻撃的に映り、共同親権は難しくなります。

共同親権では重要事項は共同で決めますが、日常のことは各自が自由に決定できます。そのため、日常の養育を安心して任せられる姿勢が重要です。

<武田典久 親子ネット会長>

「緊密な関係でなくてよい」というのは東京家裁の裁判官の見解

です。共同親権で決めるのは転居、進学先、重大医療行為、財産管理などで、頻繁な話し合いは必要ありません。第三者を介してもよいとされており、話し合う範囲は限定的です。DVの主張も裁判所で認定されるのは4%程度で、必要な話し合いの範囲を考えればハードルは高くありません。

<司会>

次に、「こういうケースは共同親権が難しいのではないか」「こういう点に注意すれば認められやすいのではないか」といった観点でお話をいただければと思います。

<堀井雄三 弁護士>

施行前で実務は未知ですが、共同親権が認められないケースは単独親権事由に該当する場合です。DVや虐待の概念が広く解釈されると単独親権に傾く可能性があります。父母関係も「最低限の意思疎通」があれば十分で、過度に緊密な関係と誤解されるとハードルが上がります。

<棚瀬孝雄 弁護士>

共同親権になっても実益がない場合があります。海外では共同監護の実現度が重視され、名ばかり共同親権も多くあります。本来は両親が責任を持って育てる関係を作ることが重要です。顔を合わせられない場合、第三者に引き渡すだけでは子どもの利益にならないため、共同親権の中身作りが大切です。

<司会>

裁判所が共同親権を認めないシナリオで、気をつけようと思われるところがあればお伺いします。

<作花知志 弁護士>

暴力や暴言がある場合は共同親権は難しいですが、基本的に共同親権こそが子の利益とされます。NPOや弁護士を利用し、可能な限り共同親権になるよう運用すべきです。裁判官も施行前から共同親権の観点で調査や研究会を行っており、実務への影響も出ています。

<武田典久 親子ネット会長>

懸念されるのは、根拠のないDV主張で期日が延び、双方が話し合いできないと見られることです。実務上、証拠なくDVが認められることは基本的にありません。また、父母の意見が違っただけで共同親権が否定されることはなく、意見の相違は子どもの利益のために真剣に考えている証拠です。

<司会>

続きまして、監護の分掌の要件について父母の関係性とは何かということですか。

どのような関係を築けばよいのか、という点についてお願いします。

<しばはし聡子氏>

「監護の分掌」は緊密な関係でなくても可能です。仲が悪くても、別居親が子どもを適切に養育できていれば成立します。重要なのは、感情を横に置いて淡々と対応できるドライさであり、コミュニケーション術が鍵です。結果として親子交流という形で監護分掌が機能します。

<司会>

裁判所が言っている緊密に協力し合える関係というのは、どのような関係だと思いますか。

<堀井雄三 弁護士>

「緊密な関係」とは、同居している夫婦のような関係ではなく、期間分掌のケースでの連携を指します。頻繁に生活場所が変わる場合は緊密な協力が必要ですが、月ごとや週末だけの分掌であれば、引き渡し時に情報共有できれば十分です。習い事や学校関係、健康情報などの共有も必要です。

<武田典久 親子ネット会長>

「緊密な関係」は、引き渡しや受け渡し、必要な情報伝達ができる程度で十分です。現実の親子交流では、日常的な会話は少なくても問題なく機能します。

<棚瀬孝雄 弁護士>

アメリカでも別れた親同士が敵対している場合がありますが、第三者機関を使わず、引き渡しや情報伝達だけで監護分掌が成立するケースがあります。ルールを定めて実行すれば、信頼関係がなくても円滑に運用可能です。性虐待など特別な場合は別ですが、それ以外は引き渡しと情報伝達のルーティンで十分です。

<司会>

我々はどういう理解のもと、今後の協議、係争に向き合っていけばよろしいでしょうか。

<作花知志 弁護士>

法務省論文によれば、子どもの利益のために共同親権が原則です。親同士が高葛藤でも、親子関係を分けて考えられれば共同親権にするべきです。子どもが両親と触れ合うことで愛情ホルモンが分泌され、自己肯定感や他者とのコミュニケーション能力が向上します。監護分掌は子どもの利益を目的に運用されるべきで、年齢や親子関係、分掌形態などを踏まえて最大限実現できるようにすべきです。

<武田典久 親子ネット会長>

養育費や習い事の費用など、離婚後の交流計画も含め、継続的に見直せる形で話し合うことが大切です。話し合いのテーブルに相手に乗せる工夫も有効です。

(講演会記事：H.N. K.S. S.H.)



>>後列左より、

しばはし 聡子氏 (りむすび代表)

棚瀬 孝雄 弁護士

堀井 雄三 弁護士

竹村 ゆうい 目黒区議

石垣 秀之氏 (臨床心理士)

>>前列左より、

泊 真生氏 (親子ネット代表)

武田 典久氏 (親子ネット会長)

会場の様子



告知

★ 親子ネット定例会

詳細はHPにて随時告知します。

HP: <https://oyakonet.org>

※ 事前申込み制です。当日の飛び込み参加はお断りしています。

※ zoom参加可 (会員のみ)です！

♠ 親子ネット総会(AM)・講演会(PM)

2026年7月11日(土)

IKE Biz としま産業振興プラザ

東京都豊島区西池袋2-37-4

詳細はHPにて随時告知します。

※ 総会は正会員のみ参加可

※ 講演会は会場、zoom 参加費あり

事前申し込み制です。

♥ 一般社団法人りむすび

<共同養育実践に向けたサポート>

個別相談、親子交流支援、ADRなど、父母の関係構築に向け伴走します。

<りむすびコミュニティ>

同居親別居親が集い相互理解を深めるオンラインサロンです。

<無料相談会・セミナー>

毎月オンラインにて開催中。詳細はLINEでお届けします。

<問合せ>

Mail: rimusubi@gmail.com

HP: <https://www.rimusubi.com>

◆ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。

<日時、場所> 未定

※参加は女性のみとなります。

<参加費> 会場費を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩んでいることを話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内します。

<問合せ>

担当: 薄井 Tel: 090-2417-6152

Mail: erina0516vn@gmail.com

♣ 親子ネットNAGANO

<連れ去らない・引き離さない・見放さない>

面会交流支援、離婚・子ども・ステップファミリー関係各種相談・支援

<問合せ>

Mail: kodomokenri@gmail.com

HP: <https://oyakonetnagano.jimdofree.com/>

Tel: 080-5171-1303

報道

・2026/3/27 読売新聞オンライン

離婚時に父も母も子どもの声を聞いて、変化する環境や不安の把握…「考えや意見を取り決めに反映させましょう」

・2026/3/23 スポーツ報知

共同親権の理解は2割弱にとどまる “選びたい”と“できるか不安”の間にある現実

・2026/3/16 日本経済新聞

離婚後のルール、4月変更 子1人月2万円の「法定養育費」新設

・2026/3/14 日本経済新聞

<ニュースが分かる> 離婚後のルール、来月変更 法定養育費 子1人月2万円

・2026/3/11 沖縄タイムス

共同親権、正しい理解必要 子の監護養育 話し合っ 弁護士が講座

・2026/3/11 日経クロスウーマン

「離婚したい。でも、子にとって最善なのかわからない」迷ったら

・2026/3/8 山陰中央新報

「自由に会い、成長見たい」同じ境遇の親や遺族団結 子連れ去り規制求め提訴へ

・2026/3/7 共同通信

子連れ去り規制求め、国を提訴へ 父母ら約30人、1人5万円請求

・2026/3/3 弁護士JPニュース

養育費「2万円」の独り歩きに警鐘 4月施行「法定養育費制度」の“メリット”とは？

・2026/2/26 日本経済新聞

2025年の出生数70.5万人 少子化は推計より17年早く、人口減も進行

・2026/2/20 読売新聞オンライン

「調停で元夫と向き合うことは苦痛でしかない」離婚後の共同親権4月スタート…DV被害者の不安

・2026/2/20 配給: MAMFILM

ロマン・デュリス主演、日本を舞台に描く父と娘の物語映画「A Missing Part また君に会えるまで」3月21日(土)より日本公開決定！フランス映画祭2026セレクション作品としてプレミア上映

・2026/2/14 読売新聞オンライン

離婚後の子供の養育計画、作成は半数以下…法務省が支援モデル構築へ

・2026/2/10 琉球新聞

「共同親権」4月から運用、どう変わる？

子の利益確保、養育費「大きな改正」とは

・2026/2/4 神奈川新聞

離婚後の親子交流を支えるアプリ「ラエル」横浜発サービスの利用広がる

・2026/1/8 PRESSCARRY

共同親権導入で変わる「決める」責任、重要事項と日常の境界線

・2026/1/5 東京新聞

「態勢は不十分」…4月に導入される「共同親権」 家庭の状況を調べる家裁調査官の増員は10人だけ

・2025/12/29 読売新聞オンライン

男性国家公務員の育休取得率、85.9%で過去最高…平均は2.6か月

・2025/12/9 日本経済新聞

離婚後の養育に子の意向 生活費や面会、合意書作成支援 法務省、共同親権控え仕組み構築

・2025/12/3 弁護士ドットコム

共同親権で家裁「パンク寸前」か、増員16人に「焼け石に霧」と批判…現場から悲鳴も

住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: info@oyakonet.org

編集後記

♥ 3月末で子との別居から丸2年。この1年半ほど毎日感謝日記を書き続けています。離れていても子どもや自分が元気であること、側で育ててくれている相手や義父母にも感謝できるようになってきました。先日の交流時、3歳の息子が「ママのおかげでごはんがおいしいね、ありがとう」と伝えてくれました。感謝を言葉にできる我が子を見て、大人が学ぶべきことが沢山あると感じました。(H.N.)

♠ 諸事情によりストレスで带状疱疹を患い、その影響で膝を骨折して以来、趣味だったスキーをずっと諦めていましたが、今冬ついに8年ぶりにスキーを再開しました。骨折後に当事者になる等様々な困難がありましたが、困難の先にもまた物事が良い方向に動き出す瞬間が訪れるのだと実感しました。2026年4月から改正民法が施行され、まずは第一歩かもしれないですが、未来が明るくなっていくことを願っています。(K.S.)

記事・編集委員

竹村ゆうい (目黒区議)

編集チーム

< 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 会員募集 >

私たちは別居や離婚により離れて暮らす親子が自然に会えるように、共同親権や親子交流の法制化を求めています。また、絶たれている親子交流が実現するように、裁判所の運用改善や、親子交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。定例会、講演会、ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

会員 入会金500円 年会費3,000円

親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211

口座名義人 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク (ベッキョリコンゴノオヤコウリユウワジツゲンズルゼンコクネットワーク)

メール: info@oyakonet.org

ホームページ: <https://oyakonet.org>